

行政常任委員会報告

令和7年11月27日
午後1時30分開議
委員会室

◎日程

1 消防本部

(1) 夕張市火災予防条例の一部改正について

2 地域振興課

(1) 夕張まちづくり寄附条例の一部改正について

(2) 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について

3 上下水道課

(1) 夕張市水道事業給水条例の一部改正について

4 保健福祉課

(1) 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

5 総務企画課

(1) 夕張市職員給与条例の一部改正について

(2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について

(3) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

6 財政課

(1) 夕張市財政再生計画の変更について

(2) 令和7年度補正予算について(補正予算調書)

7 選挙管理委員会

(1) 夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

◎出席委員(7名)

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	吉 崎 仁 司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	板 垣 克 巳 君
地域振興課長	瀧 口 健 太 君
財政課長	芝 木 誠 二 君
財政主幹兼係長	池 徳 嗣 君
建設課長	佐 藤 浩 一 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	矢久保 六 玄 君
主幹兼庶務係長	本 間 功 雅 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	佐 土 和 也 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
教育課長	押野見 正 浩 君
消防長兼次長	松 倉 暢 宏 君
消防署警防課長	秋 田 芳 敬 君
事務局長	堀 靖 樹 君
主幹	志 茂 隆 君
書記	増 井 菜々実 君

【委員長挨拶】

（高間委員長）

それでは、開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として、各課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、地域振興課、上下水道課、保健福祉課、総務企画課、財政課、選挙管理委員会の順に報告を

受けて、これに対する質疑を行って参ります。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和7年度補正予算についての説明の際は、案件に関する課長等の出席を求めますが、その際、各課長の入退室の入替えを行い、随時説明を受け、これに対する質疑を行って参ります。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということですので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(高間委員長)

それでは早速、消防本部より報告を受けて参ります。

松倉消防長。

(消防長兼次長)

消防本部からは1件、夕張市火災予防条例の一部改正について、担当課であります、秋田警防課長からご報告いたします。

(高間委員長)

秋田警防課長。

(消防署警防課長)

資料1をご覧ください。

夕張市火災予防条例の一部改正についてであります。改正理由に記載のとおり、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁において林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告を踏まえ、火災予防条例準則が改められたことに伴い、これに準じて所要の改正をするものです。

次ページ、資料2をご覧ください。

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の第30条第1項の火災に関する警報の次に(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)を追記しております。

なお、同条第7号を削除しています。

2ページをご覧ください。

第3章の3、林野火災の予防として、第30条の10から、第30条の11までを新設しております。

3ページをご覧ください。

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出、第51条第1項第1号の火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の後

に（たき火を含む。）を追記しております。

また、同条第2項消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。を新設しております。

以上です。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですのでこれで消防本部を終わります。

【地域振興課】

（高間委員長）

それでは、次に地域振興課より報告を受けて参ります。

瀧口地域振興課長。

（地域振興課長）

地域振興課からは2件条例の一部改正について、ご提案ご報告させていただきます。

1件目が、夕張まちづくり寄附条例の一部改正について、2件目が夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正についてでございます。

まずは、資料1をご覧ください。

資料1が、夕張まちづくり寄附条例の一部改正でございます。改正理由に記載のとおり、この条例は市民の皆様、住民の皆様の直接請求により誕生した条例でございます。そこにいただいた寄附金を基金に積み立てて各寄附した方のご意向に沿った事業に財源として取崩しを行い、充当しているところでございます。

しかしながら、寄附者の現在指定できる事業として条例の第2条第2項第5号、文言で言うと映画ロケセット施設の保全に関する事業及び第6号市民による映画祭の開催に関する事業というものがある状況でございます。

これらの事業については、近年取崩しをして、事業を実施していないところもありますし、6号については、この現状だと市は映画祭を主催するといったことはない状況だと考えているところでございます。

つきましては、市といたしましては、第5号、第6号に指定した寄附をまずは、いわゆるポータルサイトとかでも、寄附ができるような形で残っておりますので、寄附者のご意向に沿った事業に活用できるよう、寄附を受け付けないようにするということのほか、既に積み立てられている基金について

も、対応したいというもので所要の改正を行いたいというものでございます。

先に施行日に関しては、公布日を考えておりまして、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

簡単にご説明しますと、幾つか文言の修正もさせていただきたいと思いますが、第2条のところの第2項の第5号と第6号になりますので、(5)(6)を削除するというものでございます。

あわせて、既に積み立てられている寄附のというところでございます。ページとしては3分の3とあるところの、経過措置のところ既に積み立てられている寄附を第2条の規定に基づきということで、ほかのところ既に積み立てられた寄附とみなすといった、過去の例を前例に引きまして、こういった対応を取りたいと考えているところでございます。

続けてよろしいですか、2件とも。

(高間委員長)

お願いします。

(地域振興課長)

続きまして資料2になりまして、こちらは、夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正でございます。

こちらは、国のほうでの食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部改正に伴いまして、同じく地方卸売市場においても指定飲食料品等の公表が求められるというものになりますので、所要の改正を行うものでございます。

こちらの、先に施行日につきましては、令和8年4月1日を考えておりまして、改正内容といたしましては、次ページの新旧対照表のとおりでございます。

こちら、先ほど申し上げた、いわゆる最初の法律は食料システム法と呼ばれる法律で、指定された指定飲食料品がもし市場内で取り扱われる場合は、それを掲示するというものでございます。

内容としては、以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

まちづくり寄附条例の一部改正についてで、質問したいと思います。

平成30年度までに取り崩して事業を行ってきたとの報告だったのですが、どのような事業を行ってきたのか、お伺いしたいと思います。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

30年に最後に取り崩したということですので、30年の事例を申し上げさせていただきますと、映画ロケセット施設の保全に関する事業といたしましては、ちょうど厳密にいうとロケセットかあれですが、黄色いハンカチ思い出ひろばの改修補修として30年度は取り崩して事業の支出、補修のためにやっている内容の改修というところで使わせていただいております。

基本的にもう一つの市民の主催によるというところだと、従前までゆーぱりファンタ、NPO法人さんが映画祭をやるときに一部交流事業などをやる際に、市から基金から助成していたということが最後の取崩しの内容となっておりますのでございます。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

今、30年度の報告があったのですけれども、30年度以降、今までで令和6年度まで取崩しをしていないで、基金をそのまま積み立てているのですけれども、それはやる事業はなかったのか、どうなのか、その辺についていかがですか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

ロケセットの保全に関しましても、先ほど今申し上げた30年で一定の、残って活用している施設に関しては、改修補修が終わっているということから、それ以降の取崩しというのは、事業実施がないということもありますし。

もう一つの市民による映画祭というところに関しましても、こちらを用いた取崩しはないのですけれども、別の寄附者が特に指定した団体への活用ということで、NPO法人を指定した寄附がされる場合には、そちらに取崩しをして、多分、助成をしていたということも踏まえて、これを取り崩しての必要性ということはないというふうに考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

6号についてですね、今後、市が映画祭を主催するなどの将来的な事業の実施が見込めないのので、削除するといっているのですが、この内容からいく

と、市民による映画祭の開催に関する事業ということで寄附を募っていると思うのですが、今後、市民から映画祭を実施したいという旨があつて、市が主催するわけではないけれど市民からそういうような声があつた場合も考えると、これは残していたほうがいいのかと考えるのですが、いかがですか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

基金としての、この号をなくしたいというところではございますが、実際の積み立てられた寄附に関しましては、さきに申し上げた第2条のほうの第1項のところでは、住民の福祉の増進など、基本の市政一般のところに使える積み立ての内容となっておりますので、もし市民の皆さんから何かご意見があつたときには、その必要性というか、市の補助できる内容に沿って考えて、できるものということであればそこから支出もできるということでもあります。

なので、当面見込みがないものもある中では、やはり一旦、市としましては、現状ですと、寄附のされる方が、誤解までは申し上げませんが、やっているかなと思つてしまつて、例えば寄附されても、自分の寄附したものが有効に活用されていないという現状はやはり重く受け止めています。

まずは、現在使っているところに積み立てられたものとみなして、もしご意向があればそこから助成なり、支援なりができるかというのを改めて検討したいと考えているところでございます。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

6年度まで寄附された映画ロケセットの保全に関して寄附します、市民による映画祭の開催に寄附しますと、趣旨に賛同して寄附された寄附金を、今後そういうものに使うということは、寄附者に対して何か、こういう以外に使いますよという報告するのか、その辺についてのお考え、どうですか。

(高間委員長)

地域振興課長

(地域振興課長)

委員ご指摘のとおり、もちろん寄附された方のご意向が最優先ですので、市といたしましては、条例を可決いただいた後に、ホームページに公表して、一応条例の中では、5号と6号は削除させていただきたいというふうにありますので、例えばほかの号、子ども関係とかスポーツ関係がいいというご希

望があれば、使っていない以降ですね。

そういった寄附のご意向でご連絡をいただければ、例えばそちらのほうに金額を移して積み立て直すとかということで、寄附された方のご意向を最大限に尊重した対応をしたいと思っております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして地域振興課を終わります。

【上下水道課】

(高間委員長)

それでは、次に、上下水道課より報告を受けて参ります。

矢久保上下水道課長。

(上下水道課長)

それでは、資料のほうをご覧ください。

令和6年に発生した能登半島地震では、多くの家屋で給水管が破損、工事を担う地元業者が少なくなったことや、業者自身も被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより、業者の確保が困難な状況となり、復旧が長期化したところがございます。

このような事態に対応するため、復旧に対応できる業者の確保が必要なことから、本市におきましても、ほかの市町村が指定した事業者による給水装置工事の実施を可能とするよう、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容及び施行日につきましては、記載のとおりであります。

以上で、上下水道課の報告を終わります。

(高間委員長)

それでは、報告によります質問を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、以上をもちまして上下水道課を終わります。ご苦労さまです。

【保健福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

保健福祉課から1点、ご報告を申し上げます。

保健福祉課主幹よりご説明申し上げます。

(高間委員長)

どうぞ。

(保健福祉課主幹)

それでは、夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして、資料に沿ってご報告させていただきます。

まず、資料をめくっていただいて1ページ目をご覧ください。

まず、新型インフルエンザ等対策行動計画の概要につきまして、ご説明いたします。

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法いわゆる特措法に基づきまして、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国、道、市町村それぞれにおいて平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すものです。

市町村は、都道府県が策定する行動計画を踏まえて市町村行動計画を策定することになります。

主な経過ですけれども、平成15年に流行しました新型インフルを契機としまして、行動計画が策定されることになりまして、夕張市では平成24年に制定されました特措法で義務づけされたことにより、平成27年1月に行動計画を策定しているところでございます。

今回の改定の流れは、下の赤枠の部分となりますけれども、先般流行しました新型コロナの経験や課題等を踏まえまして、国が行動計画の抜本的な見直しを行いまして、その後、道の行動計画も改定されたことから、これらの動きを受け、本市においても医師をはじめとする医療、保健、福祉に関係する方々のご意見を伺いまして、市の行動計画を改定するものでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

行動計画改定のポイントですけれども、新型コロナの経験、課題を踏まえまして、新型コロナ、インフル以外の呼吸器感染症による危機にも対応できる社会を目指しまして、主に3つのポイントを改定しております。

一つ目としましては、平時の準備として、感染症危機に対する情報提供、国・道・関係機関との連携体制の構築、個人防護具の備蓄やワクチン接種体制の準備など、平時からの取組を充実させたことでございます。

二つ目としましては、感染症発生の段階で5つとしていました時期の区分

を、準備期、初動期、対応期の3つの段階に再設定したことでございます。

三つ目としましては、新型コロナ対応で課題となった項目を中心に独立させて、対策の項目の内容を充実させたということです。独立させた項目は、赤字で表記しているところになります。

最後に、3ページ目をご覧ください。

最後の対策の概要ですけれども、それぞれ7つの項目ごとに、準備期、初動期、対応期の段階に応じまして、対策の内容を記載しております。内容については、表に記載のとおりとなっております。詳細については割愛させていただきます。

報告は以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

詳しい内容だとか、市民の方には周知だとか必要な部分も出てくるかと思うのですけれども、市民への対応というのは、今後どのように行うのでしょうか。

(高間委員長)

佐土主幹。

(保健福祉課主幹)

この報告を終えた後、内部の決裁を得まして、計画が成案になった後にホームページ等で周知させていただきたいと考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

櫻井委員

(櫻井委員)

ホームページだけだと、高齢の方とか、なかなか見にくい面もありますので、できれば広報だとか、高齢の方にも分かっていたらいいような対応をぜひお願いいたします。

(高間委員長)

佐土主幹。

(保健福祉課主幹)

広報にも掲載させていただきます。

(櫻井委員)

よろしく申し上げます。

(高間委員長)

ほかには、ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に、総務企画課より報告を受けて参ります。

板垣総務企画課長。

(総務企画課長)

お疲れさまです。

総務企画課からは、条例改正が3本ございます。

資料1をご覧ください。

一つ目、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨といたしましては、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正に伴いまして、本市職員給与についても所要の改正を行おうとするものでございます。

令和7年の人事院勧告(給与勧告)の主な内容をご説明いたしますと、月例給の部分でいきますと、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る水準で俸給表を改定するというものになってございます。

次に、期末・勤勉手当、こちらにつきましては、民間の支給状況に見合うよう引き上げるということで、現行年間4.60か月分のところを年間4.65月分、プラス0.05月分引き上げるということになっております。0.05月分につきましては、それぞれ期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月分ずつ引き上げるという形になっております。

続きまして、通勤手当につきましての改定がございまして、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえて引き上げるといった内容になってございます。これを踏まえまして、本市給与条例の改正内容につきましては、月例給、人事院勧告によります国家公務員行政職給料表1表の改定に基づきまして、職員給料表の改定を行います。こちらの適応時期は令和7年4月1日からとなっております。

次に、期末勤勉手当、こちら人も人勧にのっとりまして、0.05月分引き上げるという形になっております。

年間4.65といたしますけれども、令和7年度分、こちら、6月期が既に支給済みとなっておりますので、0.05引き上げた分につきましては、12月

期分に対応するという形でなっております。令和 8 年度は、それぞれ 0.025 月分を 6 月と 12 月に配分するという形になっております。

こちらの適応時期につきましては、令和 7 年度分は、令和 7 年 4 月から、令和 8 年度分は、令和 8 年 4 月から適応という形になります。

それから、通勤手当につきましては、一部 10 キロ以上の距離を通勤している自動車を利用して通勤している者についての手当をそれぞれ表に記載のとおり、200 円から 800 円の間で引き上げるものとなっております。こちら、適応時期は令和 7 年 4 月分からということになっております。

次ページから、新旧対照表を付しておりますけれども、こちらは後ほどご確認いただければと思います。

資料、飛びまして 10 ページ目、ご覧ください。資料 2 でございます。

こちら、夕張市特別職給与条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨ですが、令和 7 年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じまして、特別職（市長、副市長）の手当を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

なお、同じく特別職であります教育長の手当につきましては、夕張市教育長の給与に関する条例第 4 条によりまして、夕張市特別職給与条例の関係規定を準用することとなっておりますので、条例改正は不要となっております。

改正の内容でございますが、期末手当、こちら今、年間 4.6 月分のところを、一般職に準じまして 0.05 月を引き上げまして、4.65 月分とすることとなっております。

こちら、令和 7 年と令和 8 年度の対応がそれぞれ書いてありますけれども、先ほど一般職で説明したとおり、令和 7 年度の 6 月期支給済みですので、令和 7 年度分につきましては、12 月期で調整をします。令和 8 年度分はそれぞれ割り振って改定をするという形になっております。

適応時期につきましては、令和 7 年度分は令和 7 年 4 月から、令和 8 年度分は令和 8 年 4 月 1 日から適応となっております。

新旧対照表につきましては、10 ページのとおりです。後ほどご参照ください。

続きまして、12 ページ、資料 3 でございます。

こちら、夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨ですが、こちら令和 7 年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じまして、会計年度任用職員の給料表を給料改定するため必要な改正を行うものです。

なお、期末・勤勉手当につきましては、本条例の第 13 条及び第 13 条の 2

によりまして、夕張市職員給与条例の関係規定を準用されるため、ここの部分の条文の改正は不要となっております。

条例の改正内容ですが、月例給、職員給料表の改定を行います。新旧対照表は次ページから付してあるとおりでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。分かりました。

ないようですので、これで総務企画課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

芝木財政課長。

(財政課長)

お疲れさまです。

財政課からは、報告事項が大きく2点ございます。

まず、報告事項の1点目。

財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

計画変更の基本的な考え方といたしまして、今回の財政再生計画の変更は、令和7年度第3次9月変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。計画変更の規模は、歳入・歳出とも総額2億7,642万2,000円の増となります。

変更に伴い必要となる財源につきましては、国・道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源は繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で、変更のある事業につきまして、関係各課ごと順にご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

では最初に、総務企画課、地域振興課、生活福祉課、教育課の案件についてご説明いたします。

1点目、人事給与システム改修。

税制改正における基礎控除及び給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設等があり、令和7年の年末調整に向けシステムを改修する必要があることから、所要額を計上するものであります。

変更額は37万2,000円、全額一般財源となります。

2点目、令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額。

今年度の人事院勧告による国家公務員の俸給表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じ、市職員給与条例等を改正することに伴い、給料等人件費を増額するものでございます。

変更額は2,823万円、全額一般財源となります。

3点目、令和7年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員）です。

さきの説明と同じく、人事院勧告による国家公務員の俸給表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じ、会計年度任用職員給与条例を改正することに伴い、給料等人件費を増額するものでございます。

変更額は695万3,000円、全額一般財源となります。

4点目、令和7年度退職手当。

本年12月末に自己都合退職する特別職に対して支給する退職手当について、所要額を計上するものでございます。

変更額は281万9,000円、全額一般財源となります。

5点目、幸福の黄色いハンカチ基金積立。

「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定団体を指定した寄附について、当該基金へ積み立てる必要があるため、所要額を計上するものでございます。

変更額は9万4,000円、全額寄附金の特定財源となります。

6点目、幸福の黄色いハンカチ基金助成金。

「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するものでございます。

変更額は139万6,000円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金である特定財源となります。

7点目、療養介護医療給付費。

年度途中において、高額な医療を要する新規の対象者が1名増となり、当初予算の見込みを上回る給付実績であることから、不足分を増額するものでございます。

変更額は119万円、財源は国庫支出金が59万4,000円、道支出金が29万7,000円、残りが一般財源となります。

8点目、子ども・子育て支援新制度対応システム改修。

特定教育・保育等に要する費用の公定価格の改定のほか、新規項目が追加されるなど、システムの改修に関わり、当初予算で見込んだ以上の変更項目があったことから、これらに対応するため不足する所要の経費について計上するものでございます。

変更額は16万5,000円、全額一般財源となります。

9点目、生活保護システム改修。

被保護者調査の項目変更のほか、法改正に伴う介護療養型医療施設の削除やデータ集計方法の変更があったことから、これらに対応するためシステム改修に必要な所要の経費を計上するものでございます。

変更額は70万4,000円、財源は、国庫支出金が35万2,000円、残りが一般財源となります。

10点目、中学校校舎維持補修。

今年度、中学校校舎に係る設備配管等の突発的修繕を要する案件が重なっており、修繕の予算に不足を生じることから、今後の緊急的な対応を見込み、補修に係る経費を増額するものでございます。

変更額は25万1,000円、全額一般財源となります。

総務企画課、地域振興課、生活福祉課、教育課に係る計画変更案件は以上です。

ここで一旦区切ります。

(高間委員長)

それでは、今説明ありましたけれども、皆様方から質疑を受けて参ります。よろしいですか。一応、1番から10番までということですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、ここで総務企画、地域振興、生活福祉、教育課を終了したいと思います。

それでは、引き続き報告をお願いいたします。

財政課長。

(財政課長)

それでは続きまして、財政課、建設課、市民課、土木課に係る計画変更案件の説明をいたします。

11点目、財政調整基金積立。

令和6年度決算により生じた剰余金の一部につきまして、市財政調整基金条例に基づき積立てを行うものでございます。

変更額は4,884万4,000円、全額一般財源となります。

12点目、財政再生計画調整基金積立。

人事院勧告による年度中の人件費の増額を見込み、その備えとして当初予算に計上した当該予算につきまして、このたび令和7年人事院勧告に伴い職員給料等人件費を増額する考えであることから、それに併せ、当該科目を減額するものでございます。

変更額はマイナス3,220万7,000円、全額一般財源となります。

13点目、各種基金利子積立金。

昨今の利率の引上げに伴い、当初予算の見込みを上回る利息が基金についていることから、当該利子を積み立てる経費の不足分を増額するものでございます。

変更額は713万3,000円、全額財産収入の特定財源となります。

14点目、介護保険事業会計繰出金。

さきに説明したとおり、人事院勧告に基づく人件費増のうち、介護会計職員分及び10月から任用している会計年度任用職員に係る人件費の増額のほか、税制の改正によるシステム改修のため、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

変更額は292万6,000円、全額一般財源となります。

15点目、後期高齢者医療事業会計繰出金。

こちら、人事院勧告に基づく後期高齢者医療会計職員の人件費増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

変更額は18万9,000円、全額一般財源となります。

16点目、新庁舎整備用地取得。

新庁舎整備に向けて、庁舎建設基本計画において建設最適地と位置づけた事業用地を取得するため、取得費等の所要の経費を計上するものでございます。

変更額は1億7,130万6,000円、財源は地方債が1億7,130万、残りが一般財源となります。

17点目、都市計画駐車場用地取得。市庁舎の移転に伴い、本町駐車場に代わる新たな都市計画駐車場を南清水沢地区において整備するため、用地取得費等の所要の経費を計上するものでございます。

変更額は2,514万6,000円、全額一般財源となります。

18点目、都市公園用地取得。

子育て世代を中心に要望が高まっていることを受け、公園づくり基本構想や新庁舎建設基本計画に基づき公園整備を行うため、事業用地取得費等の所要の経費を計上するものでございます。

変更額は1,140万7,000円、全額一般財源となります。

19点目、市営住宅等長寿命化計画策定。

総合計画を策定する過程で、今後、住宅政策をはじめ、施策の枠組みに変更が生じる可能性もあることから、今年度の本業務の実施を見送り、当初予算で計上済みの当該予算を減額するものでございます。

変更額はマイナス 495 万 5,000 円、財源として、国庫支出金 222 万 9,000 円のマイナス、残りの 272 万 6,000 円の一般財源もマイナスとなります。

20 番目、後期高齢者医療給付費負担金。

令和 6 年度の市町村から広域連合への医療給付費に係る負担金について、精算の結果、納付済みの概算額に不足が生じたことから、所要額を計上するものでございます。

変更額は 370 万 6,000 円、財源は全額一般財源となります。

21 番目、国庫支出金過年度還付（未熟児養育医療費等負担金）。

未熟児養育医療費等に係る令和 6 年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 4 万 5,000 円、全額一般財源となります。

22 点目、国庫支出金過年度還付（道路メンテナンス補助金）。

若水橋解体工事に係る令和 6 年度国庫補助金につきまして、解体した廃材の一部を売払いにより処理したことから、売払収入額の補助金見合いを返還するため、所要額を計上するものでございます。

変更額は 70 万 8,000 円、全額一般財源となります。

財政課、建設課、市民課、土木課に関する歳出の案件は以上です。

ここで一旦区切ります。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

11 番から 22 番までですね。

よろしいですか。

そしたら、私からちょっと聞かせていただきます。質問させていただきます。

16 番、17 番、建設のことでちょっとお聞きしたいと思います。

16 番の新庁舎整備用地取得という、これは面積にするとどれぐらいになりますでしょうか。

佐藤建設課長。

（建設課長）

取得面積なのですけれども、1 万 791 平方メートル。

（高間委員長）

それと、算出根拠の中に物件等補償費とありますけれど、この内訳を願

いたします。

建設課長。

(建設課長)

地権者との交渉をこれから控えていますので、細かいところは言えないのですが、一般論的に、建物補償ですね。邸宅ですとか、車庫、物置だとか、こういうものを移転する補償費。

あと、工作物の補償費として、フェンスだとか門だとかというものの、これの移転補償ですね。それと立木、立木ですね。庭木を移転するときの補償費だとか。

あとは、動産移転補償ということで、中にあるテーブルだとかたんすだとか、こういうものを、いわゆる引越に要する費用、こういったものを積み上げたものが補償費ということになります。

(高間委員長)

以上ですか。

(建設課長)

はい。

(高間委員長)

分かりました。

それで、この中に皆さんもご承知だと思うのですが、神社が敷地というか、この取得される敷地の中に含まれているのかなと思うのですが、これは工作物として扱うのか、移転の中の雑費として扱うのか、どういう扱いをするのか、お聞きいたします。

建設課長。

(建設課長)

今後、地権者との話し合いにもよりますが、事前に撤去していただければ、ない土地という扱いになりますけれども、あるのであれば工作物として補償の対象にはなるかと思えます。

(高間委員長)

いいですか、すみません。

好意的にというか、事前に相手方で撤去してくれれば、それはそれで終わると。

(建設課長)

そうですね。

(高間委員長)

でも、撤去ができない場合は、こちらのほうで経費をかけて移転をするという、そういう考え方でよろしいですか。

建設課長。

(建設課長)

市が移転させるのではなくて、それを移転するための補償金を渡すので、基本はそれを使って更地にしてくださいというのが補償の考え方です。

(高間委員長)

ちょっと繰り返しますけれども、移転費用は補償すると。

(建設課長)

その建物があればですね。

(高間委員長)

考え方は分かりました。これは、また後で詰めていきたいと思います、この場ではなくて。

それと、新庁舎整備用地と都市計画で駐車場ということで、もちろん分かれてこの金額が出ているのですけれども、これは同じ敷地内の中での考え方なのか。

それともこれは、どこか別の用地を取得するということになるのか、ちょっと考え方として、同じ敷地内なのか又は別の場所なのかということでお聞きします。

建設課長。

(建設課長)

庁舎の敷地がありまして、その地区内で駐車場の敷地ということで、別なものでございます。

(高間委員長)

分かりました。面としては同じところという、そういう考え方でいいのですか。

建設課長。

(建設課長)

委員長ご指摘のとおり、同じ南清水沢の地区内ということで、同じ面内です。

(高間委員長)

隣り合わせということで。

(建設課長)

隣り合わせではないですけれども、近くという。

(高間委員長)

近い。

(建設課長)

近いという。

(高間委員長)

では、これはちょっと離れているという考え方なのですね。

(建設課長)

庁舎からは、そうですね。

(高間委員長)

どこを指しているのかは、ちょっと今のところ分かりませんが、これもまた、後ほど別な場面で聞いていきたいと思えます。

それで、トータルとして、ここまで金額も出して、おおよその土地も大体決まっているのだらうと思えますけれども、やはり地図とか、図面とか、それをちょっとつけて説明していただければ、なお皆さん、聞いているほうも、我々説明受けているほうもイメージが湧くのかなと思うので。

もし、今でなくても、終わってからでもいいのですけれども、これの図面がここからここまで、駐車場はここからここまでという、額に対してそういう図面があれば、ぜひ提供していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

建設課長。

(建設課長)

今回、これから地権者との交渉を控えていますので、この場ではちょっと詳しい図面等々は出せなかったのですが、時期を見て、図面をつけて説明のほうはさせていただきたいとは考えております。

(高間委員長)

よろしくお願ひいたします。

皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではまた、よろしくお願ひいたします。

皆さんのほうからもないということなので、それでは、これで財政、建設、市民、土木課を終了したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、財政課より報告お願ひいたします。

財政課長。

(財政課長)

それでは、引き続き、資料 1-1、次に歳入です。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

主なものについて、ご説明申し上げます。

1 点目、障害者自立支援医療費国庫負担金及び 4 点目の道費負担金につきましては、歳出番号 7、療養介護医療給付費の財源となります。

2 点目、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、歳出番号 9、生活保護システム改修の財源となります。

3 番目、社会資本整備総合交付金は、歳出番号 19、市営住宅長寿命化計画策定の実施を取りやめたことにより、見込んでいた財源を減するものでございます。

9 番目、公共用地先行取得等事業債は、歳出番号 16 の新庁舎整備用地取得の財源とするものでございます。

そのほか、幸福の黄色いハンカチ基金の繰入れ、基金の利子等を財源とした上で、残る一般財源につきましては、令和 6 年度の決算剰余金の繰越金で対応するものでございます。

資料 1-2 は、財政再生計画変更の概要となりますが、令和 6 年度分は、令和 6 年度決算を反映したものであり、令和 7 年度分は、ただいま説明したとおりの内容となっております。

報告事項 1 点目の財政再生計画の変更については、以上であります。

次、よろしいですか。

(高間委員長)

続けて、お願いします。

(財政課長)

引き続き、報告事項の 2 点目。令和 7 年度補正予算についてであります。

資料 2 をご覧ください。

表紙の次、1 ページには、一般会計の債務負担行為の補正について記載しております。

2 ページには、同じく一般会計の地方債の補正について記載しております。

3 ページは、一般会計補正額の款別総括であります。

補正総額は 2 億 7,642 万 2,000 円。補正後の予算総額は 109 億 1,699 万 4,000 円となります。

4 ページから 8 ページまでは、一般会計における事項別明細の補正を記載しております。内容につきましては、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

9 ページは、国民健康保険事業会計の債務負担行為の補正について示しております。

10 ページは、同じく国民健康保険事業会計の補正予算について記載しております。

補正額は 671 万 8,000 円です。

子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修のほか、人事院勧告に伴

う会計年度任用職員の人件費の増、基金利子積立金の増、令和6年度特定健診に係る道負担金の過年度分の還付を計上しております。

11 ページは、介護保険事業会計の補正予算です。

補正額は1,147万7,000円です。

再生計画変更の説明の際、介護保険事業会計の繰出し増の説明をいたしましたが、その元となる介護会計側の一般職及び会計年度任用職員雇用の人件費の増、システム改修に係る経費及び介護福祉施設整備に関わり、国からの間接補助に係る経費を計上するものでございます。

12 ページは、後期高齢者医療事業会計の債務負担行為の補正について記載しております。

13 ページは、同じく後期高齢者医療事業費の医療事業会計の補正予算について示しております。

補正額は322万4,000円です。

子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修のほか、人事院勧告に伴う一般職員の人件費の増に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、上下水道課より、水道事業会計の補正予算について説明申し上げます。

(高間委員長)

矢久保上下水道課長。

(上下水道課長)

それでは、水道事業会計補正予算について、補正予算調書によりご説明いたします。

調書裏面の1ページをご覧ください。

収益的支出の水道事業費、営業費用の補正であります。給与条例改正に伴う人件費の増加分について、原水及び浄水費を25万2,000円、総係費を42万2,000円をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引額は、67万4,000円のマイナスとなるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、以上で、財政課を終わります。

お疲れさまでした。

【選挙管理委員会】

(高間委員長)

それでは次に、選挙管理委員会より報告を受けて参ります。

板垣選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長)

選挙管理委員会からは、1件ご報告です。

夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨でございます。

最近におけます物価変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとを目的とした公職選挙法施行令の改正に伴いまして、本市が実施する選挙における公費負担の基準額を改めようとするものでございます。

改正の内容ですが、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を次のように改定しようとするものです。

単価、現行541円31銭のところを、改正後586円88銭にしようとするものです。

こちらにつきましては、条例の施行日以降に、その期日を告示される選挙から適応するものとしております。

新旧対照表につきましては、記載のとおりでございますので、ご参照ください。

選挙管理委員会からは、以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで選挙管理委員会を終わります。

お疲れさまでした。

【閉会】

(高間委員長)

それでは、以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、これで行政常任委員会を閉じます。大変にお疲れさまでした。

午後2時31分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 高 間 澄 子
